**平成２７年１１月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　平成２７年１１月２４日（火）　　　　午後２時より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　　　第２会議室

出　席　者：　　　　津田博委員長、清水紘子委員長職務代理者、脇山亞子委員

玉邑恵子委員、牧岡努教育長

　　　　　　　　　　岩倉みどり教育課長、大竹建治係長

　　　　　　　　　　書記：小野真人主査、片山武丸主事補

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

教育委員長より、開会あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年指導に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

(1)教育委員長の選挙について

課　　　長 　資料１をお願いいたします。そちらには、法律、真鶴町の規則の抜粋を載せてあります。

現委員長の任期は11月24日までとなっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第２項に「委員長の任期は、１年とする。ただし、再任されることができる。」とあります。本町の場合は、今年４月の法改正を受けて、現教育長の任期満了までは経過措置のままとするという方針であることから、教育委員長の選任を求めるものであります。

選任の方法につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第１項に「教育長を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。」とあります。真鶴町教育委員会会議規則第１条で「委員長の選挙は、会議において委員の無記名投票で行い、有効投票最多数を得た者を当選人とする。この場合に得票数が同じであるときは、くじで定める。」と、なっていますが、第２項で「委員中に異議が無いときは、前項の選挙について、指名推薦の方法によることができる。この場合に指名された者を、当選人と定めるかどうかを会議にはかり、委員全員の同意があった者を当選人とする。」ということで、本町の教育委員会では慣例で、この第２項を活用して委員長の選任を行っております。

この方法について皆様のご意見をお伺いいたします。

委　員　長 　私の委員長としての任期が、本日の教育委員会をもって終了しますが、委員長の選任方法にご意見がありましたらお願いします。ないようですので推薦形式でよろしいですか。

全　委　員 　(全員了承)

委　　　員 　津田委員にお願いしたいと思います。

全　委　員 　(全員了承)

委　員　長 　みなさまからの推薦を賜りましたので、引き続き委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

課　　　長 　真鶴町教育委員会会議規則第２条に、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、先任の委員（先任の委員が２人あるときは、これらの者のうちから年長のもの）が委員長の職務を代理する。」となっておりますので、必然的に清水委員にお願いするというところです。そちらについてもよろしいでしょうか。

全　委　員 　(全員了承)

委　　　員 　よろしくお願いいたします。

(2)平成28年度ひなづる幼稚園入園児募集について

課　　　長 　資料２をお願いいたします。

ひなづる幼稚園平成28年度４月入園児募集についてです。

まず「入園資格」ですが、真鶴町在住で、平成22年４月２日から平成25年４月１日までに生まれた方が対象です。

「募集園児数」は、３、４、５歳児合わせて20人程度です。20人を超えた場合は、幼稚園と相談し、受け入れ可能であれば受け入れてまいります。

「入園願書等の用紙の配布」は、12月１日からひなづる幼稚園と、教育委員会で配布し、「入園願書等の提出」は、12月３日、４日の２日間で、ひなづる幼稚園に直接提出していただきます。

「面接日及び会場」は、12月９日(水)、10日(木)の２日間とし、ひなづる幼稚園で行います。

「保育時間」は原則４時間です。

保育料ですが、裏面をご覧ください。子ども・子育て支援新制度の運用に伴い、保育料は保護者の所得に応じて、第１階層の生活保護世帯は０円、第２階層の非課税世帯は、3,000円、第３階層の課税世帯は、7,100円となっております。

また、多子世帯の保育料軽減があり、小学校３年生以下の児童を２人以上養育している世帯について、最年長の子どもから順に２人は半額、３人目以降については０円となります。

資料２枚目表面は入園願書となり、記載いただく内容は今までと変わりはありません。２枚目裏面は支給認定申請書（１号認定用）です。新制度では、満３歳以上で、幼稚園を希望される場合は、教育標準時間認定となる１号認定を受けていただくことになるため、併せて提出して頂くものです。

この募集要項について承認をお願いいたします。

委　員　長 　ご意見ご質問等お願い致します。それではご異議の無い方は挙手をお願いします。

全　委　員 　(全員挙手)

委　員　長 　ありがとうございます。

(3)小中一貫教育モデル校について

教　育　長 　こちらは私からご説明します。資料３をご覧ください。こちらは神奈川県の目指す小中一貫教育校のあり方検討会議の最終報告になります。目次をご覧ください。４番の小中一貫教育のモデル校導入について、資料の22ページに記載がございます。こちらの要点のみ読み上げます。

「モデル校選定の考え方、前章までの内容を踏まえ、県内で小中一貫教育校のモデル校による実践研究を進めていくことが望ましい。

 　モデル校には、神奈川県がめざす小中一貫教育校のすがたの実現に向けて、地域や児童・生徒の実態に応じた様々な工夫をこらすなど、その知見を収集し、その取組の成果と課題を整理・検証し、県内への普及に取り組むことが求められる。また、モデル校として取り組むにあたっては、期待する成果や、解決を図りたい点を明確にすることが必要である。

 　なお、神奈川県の多様な地域性を鑑み、施設の形態や中学校区の構成、市町村の規模など、状況が異なる複数の地域を選定していくことが望ましい。」

 　また、モデル校選定のプロセスについて記載があります。選定の観点としては、「施設の形態や中学校区の構成がモデル校として妥当かどうか。例えば、隣接型か分離型か、中学校区での小学校や中学校の数、地理的条件等の状況について。」「期待される効果や解決を図りたい課題が、取り組みを行う理由や必要性として、合理的で妥当であるかについて。」「取組の計画は、目的を達成するために必要な内容になっているかについて」「取組の内容は実現性が高く、小中一貫教育の推進が期待できる内容となっているかについて。」というものになります。それ以降につきましては、24ページにモデル校支援のあり方について記載があり、具体的には25ページで県教育委員会における体制づくりが記載されています。小中一貫教育サポートデスクの設置、インクルーシブ教育推進課との連携、モデル校(中学校)を所管する教育事務所との連携、有識者会議の設置、以上の点で詳しい記載があります。

 　また市町村教育委員会・モデル校（中学校区）における体制づくりについては、市町村教育委員会における組織づくり等について、保護者・地域との連携についての記載があります。

 　小中一貫教育連絡協議会の設置については、記載の通りの内容です。28ページにはモデル校に対する人的支援の記載があります。以上の内容がモデル校に対する支援としてあげられています。内容をよく精査した結果、教育委員会事務局としては応募したいと考えています。ご意見等よろしくお願いします。

委　員　長 　質問があるのですが、よろしいですか。21ページに小中一貫校の職員については、中学校及び小学校の教員免許の併有を原則とすることが適当であるとされています。一つの町に沢山の学校があれば、その中で併有している職員をモデル校に集約することが可能だと思いますが、真鶴町では１校ずつですよね。真鶴町の教員で小学校・中学校の教員免許状を持っている方は何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

教　育　長 　具体的な数は確認する必要がありますので、会議後に報告いたします。ただ、今までも12年間の育ちの連続性を大切にした教育というテーマのもとに、幼・小・中の連携した教育を実現するという事で、中学校の教員が小学校の理科、英語、美術等の授業に関わるというような取組みも行っておりますので、最終的には免許は課題になると思いますが、もしもモデル校として認定されましたら、基本的に今までの取り組みを土台として検討する予定ですので、現在の時点ではまだ大きな課題ではないと感じております。

委　員　長 　実際には趣旨に合ったような取組みを行っているわけですから、私個人としては教育委員会事務局の意向を支持します。皆様いかがでしょうか。

委　　　員 　私も同意見です。園、学校の距離も近いですし、一貫教育に取り組んできた実績もあります。研究としての条件は良いと思います。

委　員　長 　他にはよろしいですか。23ページに記載のある、モデル校の概要と施設携帯を見ると最も近いのは、箱根町の分離型で町全体の取組みですね。真鶴町でもこの形になると思います。最終的に選定されるかどうか分かりませんが、町として応募するという事で、ご異議の無い方は挙手でお願いします。

全　委　員 　(全員挙手)

委　員　長 　ありがとうございます。

(4)町議会12月定例会提出の補正予算について

課　　　長 　それでは資料４をお願いします。町議会12月定例会提出の補正予算です。

今回は、歳出のみの補正となっています。教育委員会の要求額で査定を受け、決定した査定額が補正額となります。

１ページ目、教育振興費、扶助費、要保護及び準要保護児童生徒援助費です。９月補正で、対象就学援助者の増に伴い補正いたしましたが、それ以降、対象者が増えたため206,000円を増額補正いたします。

２ページ目、小学校費、社会保険料は、特別に支援の必要な児童の学習・生活面のサポートを行う非常勤講師を10月５日から雇用したことに伴い、213,000円を増額補正いたします。

臨時職員賃金です。特別に支援の必要な児童の学習・生活面のサポートを行う非常勤講師１名の雇用と、最低賃金改定に伴い障がい児等介助員の賃金改正に伴う賃金増で、547,000円を増額補正いたします。

４ページ目、臨時職員賃金は、小学校用務員賃金で、最低賃金の改定に伴い、17,000円を増額補正いたします。

植栽手入委託料です。小学校プール付近のクスノキが高木となり、危険な状況にあるため、体育倉庫を解体したときに剪定することで安価に執行できるとの事から96,000円を増額補正といたします。

５ページ目、臨時職員賃金は、給食調理員の賃金で最低賃金改定によるもので、87,000円を増額補正いたします。

６ページ目です。修繕料は、給湯器が点火不良を起こすため部品の交換修繕を行うもので、31,000円を増額補正、給食室用備品購入費は、防水形デジタル台はかりの購入費用で、材料納入時検品に使用しているはかりが故障したため購入するもので、83,000円増額補正いたします。故障後は、残食量を計るはかりで代用している状況です。

負担金補助及び交付金　給食援助費は、給食費補助、地場産物補助金で対象者数が増加したことに伴い3,000円の増額補正となります。

８ページ目、中学校費、臨時職員賃金は、特別支援学級生徒の学習・生活面サポートの非常勤講師１名の雇用及び学習支援員の最低賃金改定に伴う増額で、667,000円の増額補正となります。

９ページ目、臨時職員賃金は、用務員の賃金で、最低賃金改定に伴うもので17,000円の増額補正となります。

修繕料です。予算要求として、防球ネット修繕は、防球ネットを支柱につないでいるワイヤーが切れており強風が吹いた際など危険な状況となるためワイヤーの交換と、支柱を支える基礎コンクリート部分のくだけている箇所の復旧及び支柱の塗装も合わせた修繕料として417,830円、照明器具交換は、心の教室相談室１か所の交換費用15,120円、中学校体育館マット倉庫床修繕で、空いてしまった穴の修繕として7,020円を要求し、照明器具交換費用及び中学校体育館マット倉庫床修繕は要求額どおり査定を受けました。

10ページをお願いします。副町長査定により修正となった部分です。まず、防球ネット修繕は、柱基礎コンクリート復旧及びワイヤーロープ張替とポール塗装で合わせた214,013円が補正額となります。

続いて、音楽室扉交換です。ドアのガラス破損があり、急遽要求したものです。音楽室は、吹奏楽部が練習場所として使用しており、大きな楽器を搬入する際は、その都度ドアを外して搬入していましたが、ガラスの破損やドアが重く、外す際負担も係ることから、今回、アルミ引き戸３枚扉に替えるもので、146,880円が認められましたので、補正額合計は384,000円となります。

９ページ目、負担金補助及び交付金の生徒派遣費は、48,000円の増額補正です。吹奏楽部がコンクールに参加する際に利用した貸し切りバス値上がりやサッカー部等部員増による登録料の増、各表彰式への派遣生徒増によるものです。

11ページ目です。備品購入費、教師・生徒用図書購入費は、教科書採択替えに伴う教師用指導書の購入費で、当初予算は前回購入額で計上をしておりましたが、指導書の単価が上がっていましたので、143,000円を増額補正するものです。

12ページ、幼稚園費、臨時職員賃金です。事務員・介助員・バス運転手・用務員の賃金で、最低賃金改定に伴い55,000円を増額補正いたします。

13ページ、修繕料は、7,000円の増額補正です。電話の子機操作ボタンがこわれており修理を要するものです。

なお、予算要求しましたテレビの修理ですが、映らない状況であることから早急に修理することで、予備費対応で修理することになりました。

植栽手入委託料は、ひなづる幼稚園の駐車場にある高木の伐採費用で、駐車場と隣接する土地の際に立っているため、隣地に家を建てるに当たり伐採の依頼があったもので、補正額は100,000円です。まちづくり課と事業実施を連携することで事業費を抑えたものです。

14ページ、生涯学習関係経費、手数料、町民音楽祭ピアノ調律台20,000円の減額補正です。町民音楽祭は、昨年まで、まなづる小学校を会場として実施していましたが、今年度は町民センターを会場として開催したため調律が不要となったものです。

15ページ、公民館費、消耗品費です。公民館印刷機の使用頻度が増え消耗品のマスター及びインクの購入予算が不足するため100,000円の増額補正をするものです。

公民館印刷機保守業務委託料は、19,000円の減額補正です。執行見込額確定に伴い減額するものです。

16ページ、複写機借上料は、公民館で借り上げているコピー機の使用枚数が増加し予算不足が生じるため17,000円を増額補正するものです。

17ページ、臨時職員賃金は、公民館臨時職員の賃金で、勤務時間数が当初見込みより増えたことや最低賃金改定に伴い41,000円を増額補正いたします。

18ページ、町民センター費、昇降機設備保守業務委託料は、事業費が確定したことから執行残26,000円を減額補正します。

自動開閉装置保守業務委託料も事業費の確定に伴い執行残40,000円を減額補正するものです。

19ページ、施設管理人賃金は、民俗資料館管理人賃金で、最低賃金改定に伴い7,000円を増額補正いたします。

20ページ、美術館運営審議会委員報酬です。来年度以降の美術館運営について早急に審議会を開催する必要が生じたため委員報酬56,000円を増額補正いたします。

臨時職員賃金は、美術館受付賃金で最低賃金改定に伴い60,000円増額補正となります。管理保安員賃金も最低賃金改定に伴うもので39,000円増額補正となります。

21ページ、費用弁償です。今年度３回目の美術館運営審議会を開催するにあたり費用弁償の不足額5,000円を増額補正するものです。

22ページ貝類博物館運営費　消耗品費は、博物館管理用消耗品購入費用で18,000円の増額補正となります。

23ページ、小学校プール開放事業の監視員賃金は、天候不良等により実施できなかった分28,000円を減額補正です。

傷害保険料は、プール開放に伴う傷害保険料で人数確定に伴い10,000円減額補正となります。

24ページ、スポーツ推進委員報酬です。委員１名が辞職したため年額報酬32,000円が減額補正となります。

25ページ、かながわ駅伝運営委託料です。オールかながわスポーツゲームズとして、来年の２月14日に開催される第70回市町村対抗「かながわ駅伝」競争大会へ、真鶴町、湯河原町、清川村で合同チームを編成して参加することになったため、参加に係る費用として140,000円を増額補正するものです。なお、駅伝のコースは秦野市中央運動公園から県立相模湖公園までの７区間、51.5キロメートルで実施される予定です。

26ページ、報償費の町民運動会賞品代は、執行残となった32,000円を減額補正いたします。

27ページ、体育館運営費、管理指導員賃金です。職員１名を配置しており休暇等の際の臨時職員賃金分を見込んでおりましたが、執行残となる107,000円を減額補正いたします。

修繕料は、町立体育館駐車場出入り口の補修修繕で376,000円の増額補正となります。駐車場出入り口の鉄板部分が５センチほど沈んでいる状況で、道路と段差が生じて危険なため段差解消の修繕を実施するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

委　員　長 　多くが最低賃金の改正による補正でしたが、ご質問いかがでしょうか。御承認いただける方は挙手をお願いします。

全　委　員 　(全員挙手)

委　員　長 　ありがとうございます。報告事項に移ります。よろしくお願いします。

報告事項

　　　　　　　　　施設の月別利用状況、事業計画等を説明

委　員　長　　　　　質問等ございますでしょうか。

全　委　員　　　　　　　（特になし）

委　員　長　　　　　それでは以上をもちまして、11月定例会を終了させていただきます。

次回定例会　　　　　平成２７年１２月２１日(月)　　　協議会１３：３０～

真鶴町町民センター　第１会議室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　定例会１４：００～

真鶴町民センター　第２会議室